

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十四号

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第五条の四第二項」を「第五条の四第四項」に改め、「建築主事の確認」の下に「（法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を含む。）又は法第六条の第二項の規定による指定を受けた者の確認」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（工事施工者の決定等）

第六条の二 建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）が、確認済証の交付の時までに工事施工者を決定できないときは、当該工事に着手するまでに工事施工者を決定し、別記様式第二号の二による工事施工者決定届を知事に提出しなければならない。

2 建築主等は、前項の工事施工者を変更しようとするときは、別記様式第二号の二による工事施工者変更届を知事に提出しなければならない。

第八条第一項中「建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）」を「建築物等」に改める。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

（法第四十二条第二項の道の指定基準）

第十五条 法第四十二条第二項の規定により知事が指定できる道は、次の各号に掲げる道とする。

- 一 法第三章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員一・八メートル以上の道
- 二 法第三章の規定が適用されるに至った際に建築物が立ち並んでいる幅員一・八メートル未満の道で、法第四十二条第六項の規定により、あらかじめ建築審査会の同意を得た道

（土地区画整理事業地区内等に存在する指定道路の変更等）

第十六条 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の道路の区域の決定があつた当該道路の区域内、都市計画法第二十九条の開発行為の許可を受けた開発区域内若しくは同法第六十五条第一項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）による土地区画整理事業の施行地区内及び都市再開発法（昭和

四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業の施行地区内の当該事業又は開発行為等の工事が着手された部分に指定道路(法第四十二条第一項第四号若しくは第五号、同条第二項又は第四項の規定により知事が指定した道路又は道をいう。)が存在するときは、当該事業又は開発行為等を行う者は、別記様式第八号の二による指定道路変更(廃止)届二通に、それぞれ当該事業の認可を証する書類その他これに類するもの及び当該指定道路の変更又は廃止の内容を示す図書を添えて、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項による届出を受理したときは、当該指定道路の変更又は廃止を行うものとする。

3 知事は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、当該事業又は開発行為等を行う者等と協議をすることにより、指定道路の変更又は廃止を行うことができる。

4 知事は、前二項の規定により指定道路の変更又は廃止をした場合においては、その旨を公告するものとする。

第三十二条第一項中「建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)」を「建築主等」に、「当該許可等」を「それぞれ当該許可等」に改める。

別記様式第二号中「第6条の2第1項」を「第6条の2第1項・第18条第3項」に

昭和
平成
年 月 日 第 号

を

平成
年 月 日 第 号

に改める。

別記様式第二号の次に次の一様式を加える。

様式第2号の2 (第6条の2関係)

工事施工者決定(変更)届

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所

届出者 氏

名 ④

次の建築物等の工事施工者を決定(変更)したので、届け出ます。

1	建築主住所氏名	④ 電話 () 番	
2	敷地の地名地番		
3	確認済証交付年月日及び番号	平成 年 月 日 第 号	
4	工事施工者 住所氏名 営業所名	新	建設業の許可 () 第 号 電話 () 番
		旧	建設業の許可 () 第 号 電話 () 番
※	受付欄		

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 ※印欄には、記入しないこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第八号の次に次の一様式を加える。

様式第 8 号の 2 (第 16 条関係)

指定道路変更 (廃止) 届

平成 年 月 日

広島県知事様

住所

申請者氏名 ⑩

指定道路の変更 (廃止) を届け出ます。この届出及び添付書類に記載の事項は、事実

に相違ありません。

1 申請代理人住所名		⑩ 電話 () 番					
変更 (廃止) する 道路	種別	建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号 建築基準法第 42 条第 2 項 建築基準法第 42 条第 4 項					
	地名地番						
4 変更 (廃止) する道路が接する道路の幅員	幅員	m	m	m	総延長 m	3 地域 区域	m
	延長	m	m	m			
5 変更 (廃止) 工事の着手時期	着工予定 完工予定	平成 平成	年 年	月 月	日 日	6 申請道路を含む 関係土地の面積	m ²
7 変更 (廃止) の理由							
8 変更 (廃止) しようとする道路の指定番号及び年月日	第	号	昭和 平成	年	月	日	
※ 受付欄	市 町 建設事務所	※ 公告年月日 平成 年 月 日		※ 変更 (廃止) 第 年 月 日		※ 係員 係員	
						⑩	

注 1 不用の文字 (5 の欄を除く。) は、消すこと。

2 ※印欄には、記入しないこと。

3 2 の欄の「地名地番」は、道路の敷地となる土地の公称 (土地登記簿による。) の地名及び地番をいい、地番が 2 以上のときは、すべての地番を記入すること。

4 2 の欄の「種別」及び 4 の欄の「公道」は、該当するものを○で囲むこと。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に法第三章の規定が適用されている幅員四メートル未満の道については、この規則による改正後の広島県建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第十五条の規定は適用せず、この規則による改正前の広島県建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）第十五条の規定は、なお効力を有する。
- 3 この規則の施行の際、旧規則第十六条の規定により既に変更又は廃止されている道については、新規則第十六条の規定は適用せず、旧規則第十六条の規定は、なお効力を有する。